

第13章 その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げるものとしたものである。

アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

＜措置の概要＞

アルゼンチン政府は、2008年11月に金属製品（エレベータなど）等約400品目について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務付ける非自動輸入ライセンス制度を導入したが、2011年2月には、この対象品目が約600品目に拡大された。

さらに、アルゼンチン政府は、輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、同額の輸出または国内投資を求める措置）や輸入を抑制することなどを目的とした国産化要求なども行っている。

また、2012年2月には、事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を制定した。このため、輸入をしようとする事業者は、輸入手続きに着手する前に、指定された事項を連邦歳入庁（AFIP）に登録し、事前承認を得ることが必要となった。

なお、2013年1月、非自動輸入ライセンス制度は廃止されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として継続している。

＜国際ルール上の問題点＞

輸出入均衡要求については、ライセンス発給の要件としてアルゼンチン産品の輸出等の要求に応じる必要があることから、輸入規制を原則禁止するGATT第11条に違反する。また、輸出入均衡要求は具体的法令に基づかない口頭指導による輸入制限であるため、貿易規則の公表等を定めるGATT第10条にも違反する。

事前宣誓供述制度についても、ライセンスの発給においてアルゼンチン当局による恣意的な裁量が介在する制度であることから、GATT第11条に違反する。また、GATT第10条及び輸入ライセンス協定第1条、第3条、第5条等の透明性原則にも違反する。

＜最近の動き＞

2009年以降、経済産業審議官、在アルゼンチン大使館、日本の産業界からアルゼンチン政府に対して、措置改善の申入れを継続してきた。WTOにおいても、2009年以降、WTO輸入ライセンス委員会、TRIMs委員会及び物品理事会において、米国・EU等と協調して懸念を表明しており、特に、2012年3月には、日本・米国・EUを含む14ヵ国・地域がWTO物品理事会において共同で懸念表明を行った。しかしながら、依然として改善が認められなかったため、同年5月にはEUがアルゼンチンに対し、WTO協定に基づく二国間協議要請を実施した。我が国は、産業界（日本貿易会、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会、日本商工会議所等）

による改善要望も踏まえ、同年8月、米国・メキシコとともに二国間協議を要請し、同9月にジュネーブにおいて協議を実施した。しかしながら、満足のいく解決を得られなかったことから、同年12月、日本は米国・EUとともにパネル設置要請を行った。パネルは2013年1月に設置され、現在係争中である。

ウクライナの穀物輸出規制（輸出割当）

＊本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

ウクライナ政府は、2010年10月、干ばつに伴う国内の穀物生産量の減少等に伴い、小麦、大麦、とうもろこし等に対する穀物輸出割当を導入した。その後2回の延長を経て、2011年5月又は6月に、とうもろこしに、小麦、大麦、メスリン、ライ麦、そばについては輸出割当が廃止された。

また、2011年7月から2012年1月までの予定で小麦、大麦、とうもろこしに輸出税が課されたが、小麦、とうもろこしの豊作が見込まれたことから、同年10月にこれらの輸出税は撤廃された。

FAOの統計によると、ウクライナの輸出量シェア（2010年）は、小麦及び小麦粉が2.9%（世界8位）、大麦が17.3%（同2位）、とうもろこしが2.6%（同6位）となっている。

＜懸念点＞

ウクライナは小麦、大麦の主要な輸出国であり、輸出割当措置は、世界の穀物需給や価格にも影響を及ぼすものであった。ウクライナ政府は導入の理由について、GATT11条2（a）における「危機的な食料の不足」を挙げたが、WTO協定上、明確に問題があるとは言いきれないものの、小麦、とうもろこしの輸出余力が残っており、「危機的な食料の不足」と言える状況であったかどうかにつ

いては疑問が残る。また、現状では、輸出規制措置に関する加盟国への情報開示の仕組みが十分整備されているとはいえず、各国の措置がGATT11条2項や20条に整合的か否かについて判断できないという問題がある。

＜最近の動き＞

報道によると、2012年9月、ウクライナ農相と穀物輸出ユニオンは、2012/13年度の穀物について自主的な輸出枠に合意（小麦400万トン、大麦300万トン、とうもろこし1,240万トン）したが、同年11月以降、小麦などの輸出枠を見直しながら輸出を継続している。

2012年11月のWTO農業委員会では、我が国の他、豪州、EUから輸出規制導入の可能性を質したのに対し、ウクライナから、仮に導入する場合にはWTOのルールに則り行う旨の回答があったところであるが、今後とも状況を注視していく必要がある。

ウクライナの乗用車に対するセーフガード措置

＜措置の概要＞

2011年7月、ウクライナ経済発展・貿易省は、ウクライナ政府国際貿易委員会（以下「委員会」という。）の決定に従い、2008年から2010年を調査対象期間とし、輸入乗用車（排気量1000cc～1500cc及び1500cc～2200ccの乗用車）に対するセーフガード調査を開始した。利害関係者等を対象とした公聴会の実施を経て、2012年4月、同省は、国内における輸入乗用車の相対的増加、国内産業への損害のおそれ等を認定する調査報告書の要約を利害関係者へ送付、委員会に対し、セーフガードによる追加関税の特別措置を発動すべき旨の提案を行い、委員会はこえを受けて、同年4月30日に本措置の発動を決定した。その後、2013年3月、委員会は、輸入乗用車を対象に、排気量1000cc～1500ccの輸入乗用車に対して6.46%、排気量1500cc～2200ccの輸

入乗用車に対して12.95%の追加関税を課す3年間のセーフガード措置発動の決定を公表した。同年4月から当該セーフガード措置が発動されている。

＜国際ルール上の問題点＞

ウクライナの乗用車輸入台数は、調査対象期間である2008年から2010年にかけて増加傾向が見られず、2010年の輸入水準は2008年を大幅に下回っていた。また、2010年末の調査期間終了から2年以上を経た2013年4月に当該措置は発動されているが、この間の輸入に関するデータは示されていない。これは、セーフガード協定第2条1項に規定されるセーフガード措置の発動要件である「輸入の増加」に関し、過去の上級委報告¹で示された「重大な損害またはそのおそれを発生させるにあたり十分な近時性（recent）、突然性（sudden）、急激性（sharp）及び重大性（significant）」を有する「輸入の増加」に該当せず、発動要件を満たさない可能性が高い。また、GATT19条に規定される「事情の予見されなかった発展」の存在についても、ウクライナからは本件にかかる十分な説明がなされていない。その他の発動要件である「国内産業への重大な損害またはそのおそれ」及び「因果関係の存在」に関しても、国内生産者が直面している困難な状況は、輸入増加の結果ではなく2008年の経済危機等他の要因に起因する可能性があるが、公表されたウクライナの調査報告書の要約の中では、輸入増加と国内産業への損害及びそのおそれとの間に真性かつ実質的關係があるかに関しても十分な説明がなされていない。

本件措置については、WTO協定に規定される手続上の問題点も挙げられる。具体的には、セーフガード協定12条により、セーフガード措置の発動国は、調査開始、損害認定、措置発動決定の各段階においてWTOセーフガード委員会へ直ちに通報する旨義務付けられているが、ウクライナ政府は、2012年4月の損害認定及び措置発動決定から1年近く経た、2013年3月にWTOへの通報を行って

いる。また、通報内容も不十分であり、漸進的自由化の日程、一部の国内産業への損害の指標等が示されていない。加えて、ウクライナは関係国に対して、セーフガード協定12条3項に基づく事前協議の機会を与えていない。

以上より、本件セーフガード措置は発動の実体要件、手続要件の双方を満たしておらず、GATT19条及びセーフガード協定に違反するものと考えられる。

＜最近の動き＞

我が国は、2011年の本件調査開始以来、ウクライナの本件措置に関する動向を注視してきており、2011年10月及び2012年4月には、WTOセーフガード委員会においてEUとともに懸念を表明した。同時に、公聴会への参加、二国間協議の実施、ウクライナ経済発展・貿易大臣宛書簡等を通じて本件セーフガード調査・措置への懸念を表明し、ウクライナ側に措置の発動を控えるよう要請していた。その後、2013年3月のウクライナ政府による措置発動の公表を受け、WTO物品理事会においても、EU及び他の加盟国と連携し、措置発動の決定を速やかに撤回するよう要請した。

しかし、2013年4月に措置が発動されたことに伴い、その後も、同年8月の外相会談において本件措置の撤回要請等の二国間での働きかけ、WTO物品理事会・セーフガード委員会等のマルチの場での働きかけ等あらゆるチャンネルを活用し、ウクライナに対し措置の撤回を要請してきたが、状況は改善されなかった。我が国は、産業界による要望も踏まえ、2013年10月、ウクライナに対し、WTO紛争解決了解に基づく二国間協議を要請し、同年11月及び2014年1月に協議を実施した。しかし、我が国に満足 of いく解決策が得られなかったことから、2014年2月、パネル設置要請を行い、3月のDSB会合でパネルが設置された。我が国としては、パネル手続と並行して、引き続きウクライナ側の本措置の撤回を求めていく。

1 アルゼンチンの履物輸入に係るセーフガード措置（DS121）上級委員会報告書（WT/DS121/AB/R）パラ 131 参照

我が国としては、引き続き、あらゆるチャネルを活用し、ウクライナに対してセーフガード発動の決定を速やかに撤回するよう働きかけていく。

ウクライナの廃車税制度の導入

＜措置の概要＞

2013年7月、ウクライナ最高議会にて「自動車に関するリサイクル法」及び関連する税法典の改正案が採択され、2013年9月1日より、右関連法案が施行された。自動車廃棄物の適正な処理により、人の健康及び環境を保護することが目的とされている。

廃車税の支払い義務を負う者は、ウクライナに車両・車体を輸入する者、ウクライナ国内で車両の生産を行う者である。廃車税の額は、基本税率及び自動車の種類、排気量、製造年に応じて設定される係数に基づいて算出され、例えば、新車（乗用車）の場合には、一台当たり、約6万円から38万円の課税が行われる試算となる。また、中古車の課税額は新車の2倍となっている。

本制度には廃車税の支払義務を免除する規定が設けられており、①大使館や国際機関が使用するために輸入する場合、②30年以上前に製造された車両で商業用でなくアンティーク的価値がある場合、③人道援助のために輸入する場合、④自動車廃棄物の適正な処理義務を引き受けた場合等に適用される。特に④の自動車廃棄物の適切な処理義務とは、(i) 廃車の引取り拠点を設けること、(ii) 廃車の廃棄場を設けること、(iii) 引取り拠点から廃棄場までの運送を確保すること、(iv) 廃車の引取り拠点・廃棄場に関する情報をホームページ等に公表すること等を指し、当該義務を引き受けた生産者が製造した車体については、廃車税の支払が免除される。但し、免除登録の要件として、ウクライナ国内で登録された法人であること、一定の製造工程を国内で行うこと等が要件となっている。また、一部の産業組立用の輸入車体については、上記④の要件を満たす生産者が当該輸入車体を使用して国内で車両を完成する場合、廃車税

の支払が免除される。

＜国際ルール上の問題点＞

廃車税免除（自動車廃棄物の処理義務の引受け）の余地を国産車両のみに認め、輸入車両への免除の可能性が排除されている点は、税に関する国内産品と輸入産品の無差別を定めるGATT3条2項及びTRIMs協定2条の内国民待遇義務に違反する可能性が高い。また、一部の産業組立用の輸入車体のみ、廃車税の適用が免除される余地があり、当該輸入車体のみに有利な待遇を与えていることから、GATT1条1項の最恵国待遇義務に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2013年8月5日、ウクライナは、廃車税に関する関連法案に関しWTO協定に不整合的な規定の削除を要請する大統領指示を公表したが、同法案は修正されないまま2013年9月1日に施行され、廃車税が賦課されている。

我が国は、2013年8月のキエフでの外相会談において、ウクライナによる廃車税の導入の動きに関し懸念を表明する等の働きかけを行っている。また、WTOにおいても、2013年の10月にWTO物品理事会において、懸念を表明した。引き続き、他国とも連携しつつ、当該措置が協定整合的となるよう働きかけを継続する。

トルコの商標権侵害問題

＜措置の概要＞

2008年7月、トルコ最高裁判所により、商標権の保護に関する法令第556号（Decree Law 556）の商標権侵害に対する刑罰規定について「政令において刑罰を定めることは違憲であり、6ヶ月後の2009年1月5日をもって、同政令における刑罰規定は効力を失う」という判決が言い渡された。更に、行政機関が定める政令により罪及び刑罰を定めることができない旨を定めた改正刑法が2009年1月1日に施行されたことにより、上述の政令の刑罰規

定は同日より無効となった。

それにもかかわらず、法律をもって罰則を定めた改正商標法が2009年1月28日まで制定されなかったため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在しない空白期間が生じた。これに加えて、トルコ憲法において、刑罰を定める条文が改正された場合、犯行の時点で有効な法律、又は犯行後に施行された法律のうち、もっとも被告人に有利な法律を適用する旨が規定されていることから、改正商標法施行（2009年1月28日）以前に行われた商標権侵害行為に係る刑事裁判で、判決までに上記空白期間を含むものについては、もっとも有利な法律として処罰規定のないものが適用される結果、被告人に無罪判決が言い渡されている。また、権利侵害品が①公共の安全を害する物である場合、②他の刑事事件の対象物となっている場合などは、例外的に当該侵害品を没収する旨の判決が下されているものの、それら以外については、捜査段階で押収した権利侵害品については、原則として被告人に返還する旨の判決が下されている。

＜国際ルール上の問題点＞

2009年1月1日に上述の政令の刑罰規定が失効し、同月28日の改正商標法施行まで商標権侵害に対する刑罰規定が存在しなかったことは、知的財産権侵害行為に対する権利行使手続を国内法で確保することを求めるTRIPS協定41条、及び商標の不正使用について適用される刑事上の手続及び刑罰の制定を義務づける同協定61条に違反する。

＜最近の動き＞

本件に関しては、2010年2月、政府模倣品・海賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく企業からの申立てが行われたことを受け、同年6月、我が国政府として、事実関係等の調査の実施を決定し、同年11月には日本、米国、欧州が共同でTRIPS協定上の義務の遵守のため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在しない空白期間に押収された権利侵害品の市場環流防止を含め

たトルコ政府が取り得る方策を提案し、本件の早期対応をトルコ政府へ要請した。また、2011年5月には、日本政府が、司法省、最高裁判所、各地の知的財産裁判所を訪問し、権利侵害品の環流防止に向けた仮差し押さえの手続き簡素化等、本件への早期かつ適切な対応を再度要請した。さらに、2012年2月のWTO/TPRB会合、同年7月の日トルコ貿易・投資閣僚会合の場等においても、解決を要請した。加えて、2013年6月にも再度トルコの関係機関（司法省、特許庁、検察、国会）を訪問し、現在の状況の確認等と販売目的所持を刑事罰の対象とする改正法の成立を強く要請した。

モンゴルの外資規制をめぐる動き

＜措置の概要＞

モンゴル政府が国家大会議（国会）に提出した「戦略的分野において事業活動を行う企業に対する外国投資を調整する法律（以下、外資規制法）」が2012年5月に可決され、制定された。

本法は、外資が戦略的分野（鉱物資源、銀行・金融、マスメディア・通信）に投資する場合に、国家安全保障の観点から規制を行うもので、外資比率49%以上かつ投資金額が約60億円以上の場合には、国家大会議の承認が必要とされた。当該分野で事業を行う企業の株式を1/3以上取得する場合や経営幹部の人事等について、モンゴル政府の承認が必要とされた。その後、国家大会議の承認は、外国の国有又は国の資本が含まれる投資家の比率が49%を超える場合とし、その他の場合はモンゴル政府の承認が必要とする改正案が2013年4月に成立した。

本法を理由に、モンゴルに進出している当該分野の日系企業へのライセンス交付が承認されず、日系企業の活動が阻害される事案が発生し、モンゴルにおけるビジネス環境の悪化が問題視された。

＜国際ルール上の問題点＞

本法の対象となる戦略的分野は、モンゴルがGATSにおいて、自由化を約束した分野（実務サービス（エンジニアリングサービス、鉱業に付随す

るサービス等）の一部、通信サービスの一部、金融サービスの一部等）が含まれており、市場アクセスを規定したGATS第16条及び内国民待遇を規定した第17条違反の可能性が高いと思われる。

＜最近の動き＞

日モンゴルEPA交渉の場を通じて、本法に関する問題点を指摘、モンゴル側に善処を求めた。また、2013年8月に開催された経済産業大臣とモンゴル経済開発大臣との会談の機会を通じて、モンゴル側に再度善処を求めるとともに、在モンゴル日本国大使館からモンゴル政府に対し、公正な競争環境が整備されていないことに対する懸念を表明した口上書を送付した。

2013年10月、新たな「投資法」が可決され、制定されるとともに、外資規制法が撤廃された。投資法は、モンゴル政府の承認を要する対象が外国の国有又は国の資本が含まれる投資のみに変更され、内外投資家の区別無く、モンゴル政府が租税環境（法律で定める租税の種別及び税率の明確化、賦課並びに納付にかかる法的調整の構成）の安定化や知的財産権の保護などに法的保証を付与することとなった。

投資法の施行後、外資規制法を理由に日系企業へのライセンス交付が承認されないということは無くなったが、投資法の執行状況については、引き続き注視する必要がある。



模倣品の世界的拡散と法制度・運用上の課題

（1）模倣品の世界的拡散と模倣手口の巧妙化

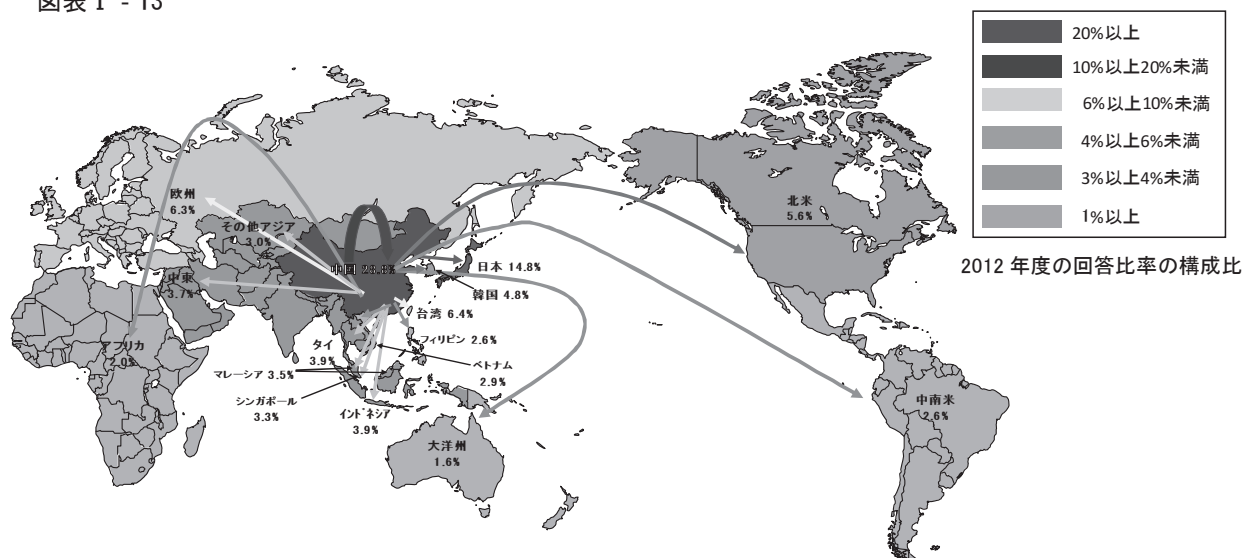
グローバル化した経済の下、国境を越える世界規模での模倣品の拡散が深刻化している。OECD調査（2009年）によれば、世界の模倣品被害額は2007年時点で2,500億ドルに上り、侵害される権利も、商標権、意匠権、著作権や特許権等、様々な種類の知的財産権に及んでいる。

模倣品の拡散の要因としては、インターネットによる情報流通の拡大や物流システムの発展が考えられる。模倣品の多くは世界の工場である中国から輸出され、アジア地域だけでなく、欧米、ロシア、南米、中東、アフリカ等の巨大市場へ流出している（図表 I - 13参照）。例えば、中国で製造されたと見られる模倣品が、中東地域の一大物流中継地点であるドバイの自由貿易地域（FTZ）及び自由港（FP）を經由して、中近東の近隣諸国や中央アジア、アフリカ、中南米、欧州、ロシア等へ流入しているとの指摘がある。同様に、中国製と見られる模倣品がパナマのコロン、チリのイキケ等のFTZを經由してブラジルやメキシコにまで流入しているとの指摘もある。

また、組織的な国際分業により模倣品の製造・販

売を行う等、模倣手口の巧妙化・高度化も報告されている。例えば、中国等でノーブランドの模倣品を製造・輸出し、知的財産権の保護水準の低い第三国で商標権侵害の模倣ラベル及びパッケージを製造・印刷して貼付するという手口が確認されている。また、中国等で日本ブランドをアラビア語に翻訳した商標を登録し、模倣品に当該商標を添付して輸出することで、海外消費者に誤認混同を生じさせている例も確認されている。

図表 I - 13



(出所)特許庁「2013 年度模倣被害調査報告書」

(2) 法制度・運用上の課題

このような模倣品問題の世界的拡散は、グローバルにビジネスを展開する日本企業にとって深刻な問題をもたらしている。そして、諸外国の法制度や運用には、日本企業が効果的かつ迅速な権利行使を行う上での様々な問題が報告されている。

例えば、ASEAN²や中南米等新興国の一部では、知的財産権を侵害する輸出貨物や通過貨物は国境措置の取締り対象外であり、中国等の模倣品製造国から他国へと模倣品が拡散する一因にもなっている。また、インドでは、部分意匠制度や我が国のようなデッドコピー規制に関するルールが整備されておらず、他人による商品の形態模倣を円滑に排除できない。商標や意匠の冒認出願を行った模倣品販売業者に対しては、異議申立や無効審判手続きに長期間を要するため、そうした者が無権原であることの立証が困難であり、模倣品対策が円滑に進まないといった問題も存在する。さらに、中国³やロシア等では、商標権侵害物品の販売価格総額等が一定の水準に達しない限り刑事措置の対象とならず⁴、一方で個別事案における販売価格総額等の算定方法に関しては国内で統一的な運用がなされていない点もある等の問題が

あり、模倣品販売業者の刑事的責任を追及することが困難となる事態を招来している。台湾においては、法制度は整備されているもののいまだ日本コンテンツの知的財産権侵害が多数発生しており、海賊版DVD/CDの蔓延により正規流通が阻害されているというのが我が国産業界の認識である。加えて、近年のインターネットの普及を背景として、ウェブサイト上で知的財産権が侵害される事例や、ウェブサイトを通じて模倣品が販売される事例が多発しているが、このような事例に対処する上で効果的な法制度整備の必要性も指摘されている。

特に、これら途上国を中心とする民間企業による知的財産権侵害に対しては、当該国家として積極的な取り組みの動機が生まれ難い側面があるため、これらの問題を解決するためには、TRIPS協定に規定される知的財産権の侵害を除去するための権利行使の実効性確保だけにとどまらず、各国による模倣品撲滅のための意識改革及び積極的な取組を促していく必要があると認識している。

(3) 我が国の対応

これまでみてきたように、TRIPS協定等の国際ルールの履行問題に加え、近年は、TRIPS協定等既存の知

2 詳細は第I部第2章「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」参照。

3 詳細は第I部第1章「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」参照。

4 中国の刑事措置の閾値とTRIPS協定との整合性に関する問題については第I部第1章「中国」(刑事上の制裁)参照。

財保護に関する国際的な枠組みでは手当てしきれない問題や、ルールは整備されていても実効的な運用が伴わず適切なエンフォースメントが確保されていないといった問題が多く発生している。

このような状況の中で、我が国政府としては、EPA/FTA等の交渉の枠組みを活用し、中国やインド、ASEAN等新興国に対して、TRIPS協定等の既存の知財保護の遵守を求めるとともに、それら国際ルールを基礎とした高いレベルの知財保護、模倣品対策強化、知財制度の手続及び運用の透明性の向上を求めている。他方、先進国との交渉を通じて、高水準の知財保護等のモデルを確立し、新たな国際ルールの標準になることが期待される。

さらに、二国間での政府間対話を通じて、相手国政府に対し改善を要望するとともに、世界各地で開催している真贋判定セミナーや研修、啓発活動を通

じて、新興国等の理解を得られやすい協力的なアプローチの量的・質的拡充も並行して行うことが重要である。EPA/FTA等の枠組みにおいては知的財産小委員会／ビジネス環境整備小委員会を活用し、相手国政府に模倣品対策強化等を働きかけている。またEPA/FTA等の枠組み以外にも、働きかけを行っている。このようなアプローチの具体例の一つとしては、台湾における侵害物品の実態調査及び台湾保護智慧財産権警察(IPR警察)等と協力した権利侵害対応(エンフォースメント)が挙げられる。これらは経済産業省の事業として2011年から行っており、日本政府側と台湾のIPR警察が協調して摘発やそれに関する記者会見を行い、着実に協力関係を築いている。2014年2月には、台湾当局の協力を得て海賊版撲滅のための啓発イベントを台湾で実施した。